

広島県告示第二百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
株式会社えが お	尾道市向島町 岩子島一四九 七番地一	えがお介護ス テーション	尾道市美ノ郷 町三成一九三 九番一―C	介護予防訪問 介護	平成二二年 一月三二日
医療法人社団 神田会	尾道市神田町 二番二四号	医療法人社団 神田会木曾病 院	尾道市神田町 二番二四号	介護予防通所 リハビリテー ション	平成二二年 一月三二日
有限会社高村 工作所	福山市神辺町 川北九七六番 地三	白ゆり訪問介 護事業所	福山市神辺町 川北九七六― 三	介護予防訪問 介護	平成二二年 一月三二日
社会福祉法人 緑寿会	福山市駅家町 新山三五七八 番地の一	ヘルパーステー ションリーフ神 辺	福山市神辺町 大字川北一四 八二番地	介護予防訪問 介護	平成二二年 二月二八日
社会福祉法人 西城福祉会	庄原市西城町 大佐一四八番 地一	西城福祉会訪 問介護事業所	庄原市西城町 大佐一四八番 地一	介護予防訪問 介護	平成二二年 二月二八日